

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年10月30日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年10月30日(金)
午前10時から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場402会議室
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第40号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第41号 東海村議会議員一般選挙における投票所の設置場所の指定について
 - 議案第42号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所の設置場所の指定について
 - 議案第43号 東海村議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について
 - 議案第44号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について
 - 議案第45号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所, 不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について
 - 議案第46号 東海村議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う旨の決定について
 - 議案第47号 東海村議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時の指定について
 - 議案第48号 東海村議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について
 - 議案第49号 東海村議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について
 - 議案第50号 東海村議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時の決定について
 - 議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について
 - 議案第52号 東海村議会議員一般選挙における選挙時登録の選挙人名簿の縦覧期間及び縦覧場所の指定について
 - 議案第53号 東海村議会議員一般選挙における投票用紙の様式及び投票用紙に押すべき選挙管理委員会の印の決定について
 - 議案第54号 東海村議会議員一般選挙における仮投票用封筒, 不在者投票

用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき選挙管理委員会の印の決定について

議案第55号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数及び段数の決定について

議案第56号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の配布方法について

議案第57号 東海村議会議員一般選挙における投票所入場整理券の交付方法について

議案第58号 東海村議会議員一般選挙における選挙啓発方法の決定について

4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長	本多 喜久男	委員長職務代理者	大友 捷夫
委員	伊藤 究	委員	菊池 等

5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長	岡部 聡	書記長補佐	山口 正弘
書記	大杉 美香	書記	草山 尚拓

6 会議の書記は次のとおりである。

同上

7 本会議における議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。1月24日に東海村議会議員一般選挙が執行されることが決定しました。事務局は大変だと思いますが、適正な準備をお願いいたします。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、19件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第40号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第40号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第40号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第40号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第41号 東海村議会議員一般選挙における投票所の設置場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第41号は、公職選挙法第39条の規定により、平成28年

1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における投票所の場所を別紙のとおり指定するものです。今回指定する投票所については、直前に執行した平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び茨城県議会議員一般選挙における投票所から変更はありません。

○本多委員長 ただ今、「議案第41号 東海村議会議員一般選挙における投票所の設置場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第41号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第42号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所の設置場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第42号は、公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における期日前投票所の場所を指定するものです。今回もこれまでと同様、東海村役場を期日前投票所とし、期間は告示日翌日の平成28年1月20日から投票日前日の平成28年1月23日までとなります。

○本多委員長 ただ今、「議案第42号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所の設置場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第42号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第43号 東海村議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第43号は、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日を「平成28年1月17日(日)」に指定するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第43号 東海村議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第43号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第44号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第44号は、平成28年1月24日に執行される予定の東海

村議会議員一般選挙において、東海村選挙公報発行条例第3条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時を「平成28年1月19日（火）午後6時」に、場所を「東海村役場」に定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第44号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第44号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第45号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第45号は、公職選挙法第175条第3項及び第5項並びに公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和30年茨城県選挙管理委員会規程第1号）第64条の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙において、同法第175条第3項及び第5項の規定によるくじ執行の日時を「平成28年1月19日（火）午後6時30分」に、場所を「東海村役場」に定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第45号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第45号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第46号 東海村議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う旨の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第46号は、公職選挙法第79条第1項の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙の開票の事務は、選挙会場において、選挙会の事務に併せて行うこととするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第46号 東海村議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う旨の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第46号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第47号 東海村議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第47号は、公職選挙法第77条第1項の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙における選挙会の場

所を「東海村大字船場768番地 東海村総合体育館」に、日時を「平成28年1月24日 午後7時から」とするものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第47号 東海村議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第47号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第48号 東海村議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第48号は、平成28年1月24日に行われる予定の東海村議会議員一般選挙における選挙長を「本多 喜久男」氏に、選挙長の職務代理者を「大友 捷夫」氏に選任するものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第48号 東海村議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第48号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第49号 東海村議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第49号は、平成28年1月24日に行われる予定の東海村議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を「東海村役場 総務課事務室」に定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第49号 東海村議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第49号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第50号 東海村議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第50号は、公職選挙法第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者が3人以上あるときのくじ執行の場所を「東海村役場」に、日時を「平成28年1月21日 午後6時」に定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第50号 東海村議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時決定について」事務局から説明が
ありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第50号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第51号は、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙における選挙人の選挙会場への入場制限について、入場できる選挙人の数250人とし、酒気を帯びている選挙人その他開票所の秩序を乱すおそれのある選挙人の入場は認めないこととするものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第51号 東海村議会議員一般選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について」事務局から説明が
ありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第51号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第52号 東海村議会議員一般選挙における選挙時登録の選挙人名簿の縦覧期間及び縦覧場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第52号は、公職選挙法第23条第1項の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙について、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を「平成28年1月19日から平成28年1月20日まで」に、場所を「東海村役場 総務部 総務課」に指定するものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第52号 東海村議会議員一般選挙における選挙時登録の選挙人名簿の縦覧期間及び縦覧場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第52号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第53号 東海村議会議員一般選挙における投票用紙の様式及び投票用紙に押すべき選挙管理委員会の印の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第53号は、平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における投票用紙の様式及び投票用紙に押すべき選挙管理委員会の印を別紙のとおり定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第53号 東海村議会議員一般選挙における投票用紙の様式及び投票用紙に押すべき選挙管理委員会の印の決定について」事

務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第53号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第54号 東海村議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき選挙管理委員会の印の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第54号は、平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき選挙管理委員会の印を別紙のとおり定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第54号 東海村議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき選挙管理委員会の印の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第54号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第55号 東海村議会議員一般選挙におけるポ

スター掲示場の区画数及び段数の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第55号は、東海村議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程第3条第2項の規定により、平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数を「30区画」に、段数を「3段」に決定するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第55号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数及び段数の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第55号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第56号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の配布方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第56号は、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙について、東海村選挙公報発行条例第4条の規定による選挙公報の配布は、新聞折込みの方法により行うものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第56号 東海村議会議員一般選挙における選挙公報の配布方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第56号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第57号 東海村議会議員一般選挙における投票所入場整理券の交付方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第57号は、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙における投票所入場整理券の交付方法を、郵送によるものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第57号 東海村議会議員一般選挙における投票所入場整理券の交付方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第57号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第58号 東海村議会議員一般選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第58号は、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙における選挙啓発方法を、「1 防災行政無線放送による啓発
2 広報車による啓発 3 広報誌による啓発 4 啓発チラシによる啓発

5 懸垂幕の掲示による啓発 6 村公式ホームページ, Facebook, Twitter
の活用による啓発 7 啓発物品の配布による啓発 8 東海村白バラ会に
よる啓発 9 茨城県域データ放送コンテンツ(地域情報・自治体情報)によ
る啓発 と定めるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第58号 東海村議会議員一般選挙における選
挙啓発方法の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありまし
たらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第58号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** その他としまして、事務局から何かありますか。

○**大杉書記** 東海村議会議員一般選挙に係る今後の予定について、お手元に配
布させていただきました。正式にはその都度文書でお知らせいたします。次回
の選挙管理委員会は、12月2日午後1時30分を予定しています。よろしく
お願いします。

○**本多委員長** 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時